

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月25日

【事業年度】 第51期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

【会社名】 ニデック株式会社

【英訳名】 NIDEC CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員（最高経営責任者） 岸田 光哉

【本店の所在の場所】 京都市南区久世殿城町338番地

【電話番号】 (075) 935-6200（代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員（最高財務責任者）佐村 彰宣

【最寄りの連絡場所】 京都市南区久世殿城町338番地

【電話番号】 (075) 935-6200（代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員（最高財務責任者）佐村 彰宣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年6月19日に提出しました第51期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)有価証券報告書に添付しておりますPwC Japan有限責任監査法人が作成した「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

2024年6月18日付「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(訂正前)

(省略)

<内部統制監査>
監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ニデック株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ニデック株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(省略)

(訂正後)

(省略)

<内部統制監査>
監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ニデック株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ニデック株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(省略)